

グアテマラ内政・外交（2012 年 5 月）

平成 24 年 5 月

在グアテマラ日本国大使館

1. 概要

- ウエウエテナンゴ県サンタ・クルス・バリージャ市で水力発電所建設プロジェクトに反対する住民による暴動が発生。政府は騒擾を機に戒厳状態宣言を発令。
- ペレス・モリーナ大統領は「税制」「社会」に続き、「治安・公正・和平」に関する合意を発表。
- 「ペ」大統領は「透明性の改善」「選挙法及び政党法の改正」「政府歳入の強化」「治安・司法機関の強化」の 4 つの柱からなる憲法改正を提案。
- 国会はセンテーノ財務大臣の喚問を巡り審議が中断したまま 5 月 15 日に休会。
- カバジェロス外相が訪日、玄葉外相、山根外務副大臣と二国間関係、国際場裡での協力等について協議。北海道訪問では知事、札幌市長等と経済交流の活性化に向けて協議。

1. 内政

（1）ウエウエテナンゴ県サンタ・クルス・バリージャ市での戒厳状態宣言の発令

（ア）1 日、水力発電所建設プロジェクトに反対する住民による暴動が発生、周辺の村落から集まった数百人（報道では 300 人）の群衆が市中心部の商店、レストラン、ホテルやグアテマラ軍駐屯地を襲撃。政府は暴動に際して軍の銃器が略奪される事態にまで発展したことを受け、ウエウエテナンゴ県サンタ・クルス・バリージャ市に戒厳状態宣言を発令しつつ、国家警察及び軍の部隊を増員し治安の維持に努めたが、今般の暴動により住民 1 名が死亡、住民・軍関係者 3 名が負傷した。

（イ）8 日、同市で厳戒状態宣言による治安部隊の増員に反対する地域住民の抗議活動が活発化する中、国会は賛成 114 票を以て厳戒状態宣言を正式に承認。右により、30 日間、同市での集会、抗議活動、武器の携帯、法的拘束、拘束者・収監者の尋問等に一定の制限・条件が課されることとなった。

（ウ）同 8 日、首都グアテマラ市内の国会前では、国会による厳戒状態宣言の承認に反対する約 40 の社会・市民団体により、厳戒状態宣言の撤回及び本事件を通じて拘束された 17 名の釈放を求める抗議活動が行われた。また、15 日にはウエウエテナンゴ市では政府による鉱山、水力発電開発に反対する農民、市民・社会・環境団体関係者等約 5,000 人による抗議行進が行われた。

（エ）18 日、政府はサンタ・クルス・バリージャ市における厳戒状態宣言の終了を宣言。今般の騒擾及び同宣言の発令により軍人 480 名、警察官 350 名が動員され、右に要した経費は 5.3 百万ケツアルに達した（政府発表）。

（２）治安・公正・和平に関する合意

（ア）21 日、ペレス・モリーナ大統領は、「税制」、「社会」と共に、同政権が発表した 3 つの合意（パクト）の一つである「治安・公正・和平」に関する合意について、司法、立法機関の協力を下に治安対策の強化に取り組むため、国家文化宮殿においてリベラ国会議長、アルダナ最高裁長官と共に「治安・公正・和平に関する合意」に署名した。

（イ）同計画の発表に際し、同大統領は「本合意は、すべてのグアテマラ国民の安全と社会公正を実現し、当国に平和的文化を創り出すという目標を達成するために、行政、司法、立法が協力して取り組む方法を模索するものである」と発言、本合意は治安、公正、和平分野での政府の取り組みを調整し、一つの方針の下で共同して問題に対処することが目的であると指摘した。

（ウ）同大統領は同署名に際し、合意を実行に移すための行動計画を発表。行動計画は、3 つの戦略的軸（治安、公正、和平）及び 5 つの横断的軸（民主的ガバナンス、社会統合、責任の共有、性的平等、国民の団結）により構成され、右軸の下に 17 の行動指針が盛り込まれている。同大統領によると、本計画には既に各省庁・機関に配布済みの予算が使用されるが、右予算の合計は年間 6, 500 百万ケツァル（約 845 百万米ドル）に達する見通し。

（３）ペレス・モリーナ大統領による憲法改正の提案

（ア）31 日、ペレス・モリーナ大統領は国会にて行われた憲法制定 27 周年記念式典での演説において、政府の近代化に向けて「透明性の改善」、「選挙法及び政党法の改正」、「政府歳入の強化」、「治安・司法機関の強化」の 4 つの柱からなる憲法改正を提案。

（イ）同大統領は、現行の 1985 年憲法は、デ・ファクト及びクーデター政権、ならびに不正選挙を終焉に導いた点で歴史的であると指摘した後、今後 20 年～30 年における挑戦として憲法改正の必要性について言及。同大統領は、憲法改正は危機に起因するものではなく、憲法を改正しないことにより近い将来に起こり得る偶発的な政治・制度的崩壊に備えるためのものであると指摘。

（ウ）憲法改正の提案に対し、様々な政治・社会・市民団体から憲法改正の審議過程で大統領の再選問題が浮上することや制憲議会の招集に対する懸念が表明された。

（４）国会情勢

国会ではセンテーノ財務大臣の喚問を巡り 2 月 15 日より審議が中断。不正蓄財取締法案、借款法案、選挙・政党法改正案等の重要法案の審議が滞っているが、5 月に入っても本問題に大きな進展は見られず、国会は 15 日に休会を迎えた（国会は 8 月 1 日より再開）。

（５）政府人事

（ア）新保健大臣の任命

2 日、ペレス・モリーナ大統領は、ホルヘ・ビジャビセンシオ氏（外科医，ルーズベルト病院元理事）を新保健大臣に任命。同新大臣は就任に際し、保健省の運営の透明化，医師の労働環境の改善，保健関連の指標改善に取り組む意志を示すと共に，「深刻な問題である医薬品及び医療器材の不足に対処するためには供給会社に対する支払いの迅速化が不可欠」と述べ，保健省内の行政手続き及び医薬品調達プロセスの迅速化に取り組む姿勢を表明。

（イ）国家電力委員会委員長の任命

28 日、ペレス・モリーナ大統領は、カルメン・ウリサル元エネルギー鉱山大臣（ベルシェ政権）を国家電力委員会（CNEE）委員長に任命。同委員長は就任に際し、CNEE の最優先課題として、電力事業の効率化，電力市場における競争力の強化、再生可能エネルギーの推進を強調。

（ウ）人権擁護官事務所庁長官の選出

31 日、国会は賛成 142 票（反対 6、棄権 10）を以て、新たな人権擁護官事務所（PGR）長官にホルヘ・エドゥアルド・デ・レオン・ドゥケ氏（弁護士・公証人、ラミロ・デ・レオン・カルピオ元大統領（1989-1993）の子息）を選出（8 月 20 日就任）。なお、同氏は人権擁護官に立候補するために公約・革新・秩序運動党（CREO）議員を辞任していた。

（6）治安

14 日、ペレス・モリーナ大統領は、本年 1 月から 4 月までの殺人被害者数が前年同期比で 18%減少したと発表。同大統領は政府の治安戦略・プログラムの成果を強調する一方、当地メディアは、国家警察の情報として、本年の 1 月から 4 月までの殺人の被害者は 1,906 人、2011 年同期の被害者数は 1, 948 人であり、減少率は 2.15%に過ぎないとして、同大統領の発言に疑問を呈した。

2. 外交

（1）カバジェロス外相のニカラグア訪問

7 日、カバジェロス外相はニカラグアを訪問し、サントス外相と会談。両外相は良好な二国間関係を強調しつつ、更なる協力関係の強化に向けて、二国間委員会の設立、SICA を通じた地域統合の促進、地域としての犯罪対策の強化に関心を示した。また、サントス外相は、米国在住グアテマラ人に対する一時的身分保障（TPS）の獲得に向けた米国政府との協議について、グアテマラ政府を支持する意思を表明した。

（2）ロサリーナ・トゥユク先住民人権活動家の庭野平和賞受賞

10 日、ロサリーナ・トゥユク女史（「連れ合いを奪われた女性たちの会（CONAVIGUA）」設立者、先住民人権活動家）は、「グアテマラの人権に関する勇敢な指導者・活動家」とし

での和平構築に向けた活動が評価され、庭野平和財団（立正佼成会関連の公益財団）が主催する庭野平和賞を受賞。同賞の授与は今年で12回目で、先住民女性の同賞受賞は初。

（３）カバジェロス外相の韓国訪問

17日及び18日、カバジェロス外相は韓国を訪問。Kim Sung Hwang 外交通商部長官と経済協力、治安・麻薬問題、国際場裡での協力、韓国・グアテマラ外交関係樹立50周年記念行事等について意見を交わした。また、カバジェロス外相は、現代、大宇、POSCO等、50社の代表と会合、同外相は、グアテマラにおける将来的な韓国企業の投資にターゲットを絞った大規模なビジネス会合の準備を行うために、6月にも韓国企業との第1回ワーキング・グループ会合を招集する予定であると発表した。

（４）カバジェロス外相の台湾訪問

18日から21日、カバジェロス外相は台湾を訪問し、馬英九総統の就任式に出席。また、楊進添外交部長との外相会談で、台湾貿易センター（TAITRA）を通じたグアテマラ産品の輸出促進に関心を示しつつ、二国間の友好関係、経済関係の強化について意見を交わした。

（５）カバジェロス外相の訪日

21日から25日、カバジェロス外相が訪日し（外務省実務訪問賓客）、山根外務副大臣（21日）、玄葉外相（23日）と二国間関係、国際場裡での協力等について意見を交換。カバジェロス外相からは二国間における経済、経済協力、学术交流の強化について関心が表明された。また、同外相は23日から24日にかけて北海道を訪問し、高橋北海道知事、上田札幌市長、札幌商工会議所会頭及び同地域の企業家と経済交流の活性化に向けたグアテマラ物産展の開催等について意見交換を行った。